

監 第 2 6 号
平成 29 年 7 月 10 日

請求人 様

京都市監査委員 津 田 大 三
同 中 野 洋 一
同 鶴 谷 隆
同 光 田 周 史

住民監査請求について（通知）

平成 29 年 5 月 12 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、請求人が、平成 26 年 11 月 12 日に個人情報開示請求に基づく公文書の開示に係る費用（コピーワン枚）50 円が未払であるとして、平成 29 年 4 月 13 日、情報公開コーナーで支払おうとしたが、情報公開コーナーの職員は、その費用 50 円の受取を拒否した事実をもって、住民監査請求の対象とする法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の怠る事実とするものであると解される。
- 2 法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象とされる事項は、同項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られ、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。対象が財務会計上の行為又は怠る事実に限られるのは、住民監査請求の目的が、監査の実施によって地方公共団体の被った損害を補填し、もって地方財務行政の適正な運営を確保することにあるためである。

そうすると、特定の行為又は事実について、それが外形上住民監査請求の対象となる行為又は事実に当たるとしても、監査の実施によって損害の補填を図ることができない場合には、住民監査請求の対象とはならないと解するのが相当である。

3 本件請求の適法性についての検討

- (1) 本件請求について監査を行い、その結果、仮に、本件請求に理由があることが判明し、勧告を行ったとしても、これにより京都市（以下「市」という。）が得られる経済的利益の額は 50 円にすぎない。

他方、仮に、本件請求について監査を行い、その結果を踏まえ上記1の開示費用を収入することとなったとしても、これに必要な手続等に係る経費が50円を超えることは明らかである。

そうすると、本件請求について監査を実施したとしても、損害の補填を図ることにつながらないことから、住民監査請求の趣旨に沿わないこととなる。

(2) また、本件だけを見た場合に損害の補填が図れなくとも、本件と類似した事案が相当数生じ得るのであれば、監査を実施することにより、地方財務行政の適正な運営の確保を図ることができるということもできる。

しかし、本件請求については、請求人が行った個人情報の開示請求において、開示方法を写しの交付として請求していたにもかかわらず、請求人が開示の場において突然開示方法を閲覧に変更する旨を主張し、写しを持ち帰らなかった際、総合企画局市長公室広報担当の職員が交付のために準備していた公文書の写しの一部を開示の場で紛失したか否か、請求人がその公文書の写しを持ち帰ったか否か、及び請求人が持ち帰ったと主張する公文書の写しに係る開示費用（コピー代金）を市が受け取るべきか否かといったことで個人情報の開示を担当する部署と請求人との間でやり取りがなされ、その経過の中で住民監査請求に至ったものと認められる。この経過を踏まえると、個人情報の開示に係る公文書の写しの作成費用の請求に当たり、今後このような事案が相当数生じ得るとは考えがたい。

したがって、この観点からも、住民監査請求の目的に沿った実効性のある監査をなし得るとは到底認められない。

(3) 以上の点を踏まえると、本件請求が対象とする50円の受取を怠る事実は、住民監査請求の対象となるとは認められない。

4 したがって、本件請求は、住民監査請求の対象となる財務会計上の怠る事実を対象とするものとは認められず、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。